

V 2 H充放電設備設置支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 令和7年度 V 2 H充放電設備設置支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号。以下「規則」という。）及びエネルギー環境部エネルギー課所管補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的等)

第2条 この補助金は、福井県内の二酸化炭素の削減を推進するため、県内住宅や事務所、施設等へV 2 H充放電設備を導入する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

(定義)

第3条 この要領における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「V 2 H充放電設備」とは、電気自動車（EV）に搭載された電池から電力を給電するための直流／交流変換回路をもち、EVと建物間で電力の充給電を行う設備のことをいう。
- (2) 「リースモデル」とは、契約の名称にかかわらず、使用者が希望する設備（未使用品に限る。）をリース事業者が購入して使用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、使用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価（対価の名称を問わない。）として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。
- (3) 「経済産業省補助金」とは、経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金」において、V 2 H充放電設備導入に関して交付される補助金のことをいう。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の（1）または（2）の要件を満たし、かつ（3）の要件を満たす者とする。

- (1) 県内に住所または事業所を有する法人（国、地方公共団体、独立行政法人等を除く）、個人（個人事業主を含む）であること。
- (2) リースモデルにより（1）に提供するリース業者
- (3) 県税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人

又は法人等

- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又はその属する法人若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等
- 3 知事が規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が前項の規定に該当することが明らかになったときは、規則第16条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消すものとする。
- 4 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第17条第1項の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(補助事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が、別表第1に掲げる要件を満たし、V2H充放電設備（以下「補助対象設備」という。）を導入する事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助事業における補助対象設備の購入費用とする。

(補助額)

第7条 補助金の額は下表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助対象経費	補助額	補助件数
補助事業における補助対象設備の購入費用	10万円	20件

- ※1 充電設備設置に要する工事費用は補助対象経費に含まない。
- ※2 当該事業に要する経費の消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まない。
- ※3 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第8条 補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 経済産業省補助金の交付決定通知書
※経済産業省補助金の上乗せで県補助金へ申請する場合
 - (2) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
※法人の場合。リース事業者が補助事業者となる場合は、リース事業者のものと併せて提出。
 - (3) 住民票、免許証、マイナンバーカード（表面のみ）のいずれか（写し）
※個人の場合。リース事業者が補助事業者となる場合は、リース事業者のものと併せて提出。
 - (4) 県税の納税状況の確認について（様式4号）又は納税証明書（県税事務所等が発行する県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書）
 - (5) 税務署が発行する納税証明書（地方消費税等の未納の税額がないことの証明）
※法人、個人事業主の場合（免税事業者を除く）
 - (6) 債権債務者登録書（様式第5号）
 - (7) 補助対象設備の型式・製造番号、規格等が分かる資料
 - (8) 補助対象設備の設置費に係る見積書及びその内訳書（写し）
 - (9) 設置場所の見取図 ※個人宅以外
 - (10) 設置場所の平面図 ※個人宅以外
 - (11) 電気系統図 ※個人宅以外
 - (12) 配線ルート図 ※個人宅以外
 - (13) 要部写真（設置予定箇所が分かること）
 - (14) 設置承諾書（様式第6号）
※補助対象設備を設置する建物等が補助事業者の所有物でない場合
 - (15) リースモデルの契約書（案）
※リースモデルの場合
 - (16) 貸与料金の積算明細書（様式第7号）
※リース事業者が補助対象者となる場合
※リース料金から交付金額相当分が控除されることがわかる書類及び本事業により導入する設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを確認できる書類の提出が必要
 - (17) その他県が必要と認める書類
- 2 補助金交付申請の方法は、持参又は郵送（書留等配達記録が確認できるもの）とする。
 - 3 提出された補助金交付申請書は、書類の不足や記載内容の不備等について確認し、不備及び不足がないものについて受理する。
 - 4 補助対象設備の申請台数については、1度の申請につき1台までとする。
 - 5 提出された書類等は、原則として返却しない。
 - 6 補助金交付申請書の提出期間は、令和7年12月26日までとする。

（交付の決定）

第9条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、補助事業者に対し書面により通知

するものとする。

(交付の条件)

第 10 条 前条の交付決定に当たって、知事は、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 第 4 条及び第 5 条に定める要件に適合すること。
- (2) 補助事業が次条に定める期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、知事が必要に応じて報告を求め、又は利用状況調査や現地調査を実施するときは、遅滞なくこれに応じること。また、補助事業完了後も、求めに応じて事後状況について報告すること。
- (4) 補助対象設備については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。
- (5) 補助対象設備を当該財産に係る処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。）に規定する耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）内において、知事の承認を受けることなく、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保等に供しないこと。
- (6) 補助事業の実施については、この要領のほか、関係法令及び関係通知に定めるところによること。
- (7) その他補助金の目的を達成するために、知事が必要と認めることを実施すること。
- (8) 知事は、補助事業者が前号に掲げる条件に違反した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(事業の実施)

第 11 条 補助事業者は、第 9 条の規定による交付決定の通知を受けた日以後に事業を開始するものとし、令和 8 年 2 月末日までに事業を完了すること。

ただし、止むを得ない理由により翌年度への繰越を必要とするときに限り、補助事業者はその理由とともに、繰越承認申請書（様式第 9 号）を、補助金交付決定年度の 10 月末日までに知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、補助事業者に対し、書面により繰越の可否を通知するものとする。

(変更の承認)

第 12 条 補助事業者は、次の各号に該当する場合は、補助事業計画変更承認申請書（様式第 10 号）を知事に提出するものとする。

- (1) 補助事業の内容（設備・金額等）を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、自由な創意により、補助目的達成に資するものと考えられる変更。
 - イ 補助目的に関係がない事業計画の細部の変更。
 - ウ 変更後の支払完了予定期日が当初の支払完了予定期日の属する年度の 2 月末日を超えない場合

(2) 補助対象経費の配分を変更しようとするとき。

2 知事は、前項の規定により提出された計画変更承認申請書を審査し承認を行う場合、必要に応じて、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。ただし、補助金額の増額は、行わないものとする。

3 知事は、第1項の変更の承認を行ったときは、補助事業者に対し、書面により通知するものとする。

(中止又は廃止の承認)

第13条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、補助事業廃止(中止)承認申請書(様式第11号)を知事に提出し、承認を得なければならない。

2 知事は、前項の中止又は廃止の承認を行ったときは、補助事業者に対し、書面により通知するものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業に係る交付の決定のあった日の属する年度の2月末日までに、実績報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 経済産業省補助金の額の確定通知書

※経済産業省補助金の上乗せで県補助金へ申請する場合

(2) 補助事業に係る請求書、領収書及びその内訳書(写し)

(3) 補助対象設備の保証書

(4) 補助対象設備の設置完了証明書(様式第8号)

(5) 完成後の設置場所の見取図 ※個人宅以外、交付申請時から変更がある場合

(6) 完成後の設置場所の平面図 ※個人宅以外、交付申請時から変更がある場合

(7) 完成後の電気系統図 ※個人宅以外、交付申請時から変更がある場合

(8) 完成後の配線ルート図 ※個人宅以外、交付申請時から変更がある場合

(9) 要部写真(補助対象設備の設置後の様子が分かること)

(10) リースモデルの契約書

※リースモデルの場合

(11) 貸与料金の算定根拠明細書(様式第7号)

※リース事業者が補助事業者となる場合

※リース料金から交付金額相当分が控除されることがわかる書類及び本事業により導入する設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを確認できる書類の提出が必要

(12) その他県が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、書面により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 16 条 補助事業者は、前条による補助金の額の確定の通知を受けた後において、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第 3 号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 17 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条の規定による交付決定(第 12 条の規定による変更の承認及び第 13 条の規定による中止又は廃止の承認を含む。)の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請及び事業の実施に関し、不正の行為があったとき。
- (2) 事業の実施に関する知事の指示を受け、その指示に従わないとき。
- (3) 補助金交付決定年度の 2 月末日までに事業の完了が見込めないとき。ただし、第 11 条により繰越の承認を得ている場合を除く
- (4) 補助金の交付決定に付した条件、この要領又は法令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後についても適用するものとする。

(補助金の返還)

第 18 条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、補助金を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、遅滞なく返還しなければならない。

(財産管理)

第 19 条 補助事業者は、補助対象設備を法定耐用年数の期間、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

2 補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責めに帰することができない理由により、対象設備が毀損され、又は滅失したときは、設備毀損(滅失)届出書(様式第 12 号)により知事に届け出なければならない。

(財産処分の制限)

第 20 条 補助事業者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、補助対象設備を補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供するときは、あらかじめ知事にその承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により承認を受けようとする場合は、取得財産等処分承認申請書(様式 13 号)及び取得財産等の処分等による収入金報告書(様式第 14 号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の承認申請書の提出があった場合は、内容を審査し、処分を承認する場合は、対象設備に係る補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

4 補助事業者は、知事から交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求された場合は、請求に応じ返還しなければならない。

(帳簿の整備等)

第 21 条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を設けるとともに、その証拠書類となる書類を整備し、事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間事業の関係書類を保存しなければならない。ただし、取得財産等については、処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

(その他)

第 22 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則（令和 6 年 4 月 15 日）

この要領は、令和 6 年度補助金から適用する。

附則（令和 7 年 4 月 14 日）

この要領は、令和 7 年度補助金から適用する。

別表第 1

項目	要件
事業全般	<p>(1) 経済産業省補助金と併用する場合、経済産業省補助金の交付決定通知書の受領後に県補助金へ申請すること。なお、経済産業省補助金の交付決定通知は令和 7 年 4 月 1 日以降に受けていること。</p> <p>(2) 補助事業実施時における最新の各種法令等に遵守した事業であること。</p> <p>(3) 補助対象者がリース事業者の場合、交付された補助金相当分をリース料金から控除すること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等を法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することについては貸与料金の算定根拠明細書（様式第 7 号）に記載すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>(4) 補助対象設備が補助対象者（補助対象者がリース事業者の場合は使用者）の自社製品又は関係会社から不当に値引かれて調達されていないこと。</p> <p>(5) 補助対象設備販売業者、設置工事業者等への購入代金全額の支払いが完了していること、又は、全額支払いの手続きが完了していること。ただし、手形を除く。</p> <p>※「全額支払いの手続きが完了していること」とは、割賦、ローン、クレジット等の支払方法を利用することにより、代金全額の支払い方法が合意済みであることを証明できることをいう。</p>
V 2 H 充放電設備	<p>(1) 補助対象期間内に経済産業省補助金の補助対象設備に V 2 H システムとして、登録をされているものであること。また、商用化されており導入実績があるものであること。</p> <p>(2) 未使用品であること。（中古品は補助対象外）</p> <p>(3) 国又は県の他の同種の補助金（第 3 条に規定する経済産業省補助金を除く）の交付を重複して受けるものでないこと。</p> <p>(4) V 2 H 充放電設備販売業者等が販売促進活動（展示等）に使用する設備ではないこと。</p>